

別記様式（第4条関係）

被 処 分 者	認定証番号又は探偵業 届出証明書番号	沖縄県公安委員会認定第97000048号
	氏名又は名称	那覇相互警備保障株式会社
	代表者の氏名	小島 廣文
	主たる営業所の所在地	沖縄県那覇市鏡原町6番16号
	処分に係る営業所等の 名称及び所在地	那覇相互警備保障株式会社 沖縄県那覇市鏡原町6番16号
処分年月日		令和4年3月10日
処分内容		指示
処分理由		<p>1 教育義務違反 新たに機械警備業務に従事させようとする警備員に対し、機械警備業務に係る業務別教育を行わずに機械警備業務に従事させた。</p> <p>2 機械警備業務管理者の不選任 基地局に選任した機械警備業務管理者が欠けた日から14日を経過した後も機械警備業務管理者を選任しなかった。</p>
根拠法令		<p>警備業法第21条第2項（教育義務違反） 同法第42条第1項（機械警備業務管理者の不選任） 同法第48条（指示）</p>
処分を行った公安委員会		沖縄県公安委員会

備考1 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。